

大津市公衆浴場設備改善費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第6条の規定に基づき、公衆浴場における設備改善を促進することによって衛生水準の確保を図るとともに、浴場業の経営安定により地域住民の保健衛生の確保を図るため、設備改善に要する経費の一部を予算の範囲内において公衆浴場設備改善費補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による大津市公衆浴場設備改善費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けて市内で公衆浴場（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものに限る。以下同じ。）を経営する者（以下「営業者」という。）が行う当該公衆浴場の設備改善事業（浴場を稼働するために必要な付帯設備の改修事業を含む。）とする。

2 補助金の交付を受けることができる営業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 資本金の額若しくは出資の総額が10,000,000円以下の会社又は常時使用する従業員の数が30人以下の会社若しくは個人であること。
- (2) その発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の2分の1以上に相当する数又は額の株式又は出資を中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の者が単独に所有するものでないこと。
- (3) 直近1か年の純利益が20,000,000円を超えていないこと。

(補助対象設備等)

第3条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額の算定方法は、別表のとおりとする。

(交付申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第

4 条第 1 項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、公衆浴場設備改善費補助金交付申請書（様式第 1 号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
 - (2) 見積書（写し）
 - (3) 工事図面（給水湯配管又はタイル設備の場合に限る。）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （決定通知書）

第 5 条 規則第 7 条第 1 項の規定による通知は、公衆浴場設備改善費補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

2 規則第 7 条第 2 項の規定による通知は、公衆浴場設備改善費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第 4 号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第 6 条 規則第 9 条第 5 項の規定による通知は、公衆浴場設備改善費補助金交付決定取消通知書（様式第 5 号）又は公衆浴場設備改善費補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第 7 条 規則第 13 条第 1 項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、公衆浴場設備改善費補助事業変更承認申請書（様式第 7 号）又は公衆浴場設備改善費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 8 号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第 2 号を準用すること。）
 - (2) 変更後の見積書（写し）
 - (3) 変更工事図面（給水湯配管又はタイル設備の場合に限る。）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （承認通知書等）

第 8 条 規則第 13 条第 2 項の規定による通知は、公衆浴場設備改善費補助事業変更承認決定通知書（様式第 9 号）若しくは公衆浴場設備改善費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第 10 号）又は公衆浴場設備改善費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 11 号）若しくは公衆浴場設備改善費補助事業中止（廃止）申請棄却

(却下) 決定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、公衆浴場設備改善費補助事業実績報告書(様式第13号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書その他の補助事業に要した費用の額が記載された書類の写し
- (2) 補助事業に係る設備の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第10条 規則第15条の規定による通知は、公衆浴場設備改善費補助金確定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、公衆浴場設備改善費補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第12条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、公衆浴場設備改善費補助金交付請求書(様式第16号)とする。

(取消通知書)

第13条 規則第19条第4項による通知は、公衆浴場設備改善費補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により行うものとする。

(返還通知書)

第14条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、公衆浴場設備改善費補助金返還通知書(様式第18号)により行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 大津市公衆浴場設備改善費補助金交付要綱(平成5年11月12日制定)は、廃止する。

3 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の改廃があったときは、その内容を踏まえ、速やかに、補助金の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年6月20日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

（単位：千円）

補助対象設備	補助対象経費	耐用年数	1施設当たり 補助基準額	補助金の額の算定方法
風呂釜 （外釜）	設備の購入費 （新設及び更 新）及び工事費	8年	4,500	補助金の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (1) 補助対象設備の設置に要する費用 又は補助基準額のいずれか少ない額を合算した額 (2) 1施設当たり補助基準額の欄に掲げる額
風呂釜 （内釜）		5年		
循環ろ過機		10年		
温水器		5年		
煙突		10年		
バーナー		10年		
熱交換器		8年		
給水湯配管		13年		
タイル設備		13年		
手すり		13年		
スロープ		13年		
滑り止め		13年		
消毒機		5年		

- 1 耐用期間の経過した補助対象設備について、補助の対象とすることができる。
- 2 耐用年数は、設置年月日から起算するものとする。
- 3 公衆浴場の主となる設備を稼働するのに必要な付帯設備について、補助の対象とすることができる。
- 4 タイル設備は、給水湯配管設備を改善する場合に補助の対象とすることができる。
- 5 同一の年度において2回以上補助金の交付を受けることができるが、一の年度における同一の施設に係る補助金の額は、2,250,000円を超えることができない。

様式第 1 号（第 4 条関係）

公衆浴場設備改善費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者

住所

氏名

（法人の場合は代表者名）

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、公衆浴場設備改善費補助金の交付
について次のとおり別添関係書類を添えて申請します。

記

交 付 申 請 金 額

円

様式第 2 号（第 4 条関係）

事 業 計 画 書

- 1 交付対象公衆浴場名
- 2 所 在 地
- 3 経営者（法人の場合は代表者）
- 4 事業計画調書

設 備 名	設備設置予定日	所 要 経 費
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
合 計		円

- 5 見積書、現況写真及び工事図面（給水湯配管、タイル設備の場合）

様式第 3 号（第 5 条関係）

公衆浴場設備改善費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付けで申請のあった公衆浴場設備改善費補助金の交付について、
次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市公衆浴場設備改善費補助金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) 補助事業等の内容の変更等をする場合は、公衆浴場設備改善費補助事業変更承認申請書（様式第 7 号）又は公衆浴場設備改善費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 8 号）を提出し、市長の承認を受けること。

様式第 4 号（第 5 条関係）

公衆浴場設備改善費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった公衆浴場設備改善費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 申 請 金 額	円
交付しないことと 決 定 し た 理 由	

様式第 5 号（第 6 条関係）

公衆浴場設備改善費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした公衆浴場設備改善費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第 6 号（第 6 条関係）

公衆浴場設備改善費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした公衆浴場設備改善費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変 更 を し た 理 由	

様式第 7 号（第 7 条関係）

公衆浴場設備改善費補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者

住所

氏名

（法人の場合は代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった公衆浴場設備改善費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補助事業の変更の内容	
変 更 を す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第 8 号（第 7 条関係）

公衆浴場設備改善費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者

住所

氏名

（法人の場合は代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった公衆浴場設備改善費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
中止（廃止）する理由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第 9 号（第 8 条関係）

公衆浴場設備改善費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場設備改善費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
承認した変更内容	
承認年月日	年 月 日

様式第 1 0 号（第 8 条関係）

公衆浴場設備改善費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場設備改善費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

公衆浴場設備改善費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場設備改善費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第 1 2 号（第 8 条関係）

公衆浴場設備改善費補助事業中止（廃止）申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場設備改善費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
承認しないことと 決 定 し た 理 由	

様式第 1 3 号（第 9 条関係）

公衆浴場設備改善費補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 住所

氏名

（法人の場合は代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった公衆浴場設備改善費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

- 1 交 付 決 定 金 額 円
- 2 補助金の既交付金額 円
- 3 事 業 実 績 調 書 (単位：円)

設 備 名	設 備 設 置 日	支 出 済 金 額
合 計		

- 4 領収書（写し）（設備改善に要した経費の詳細がわかる書類）及び設備写真

様式第 1 4 号（第 1 0 条関係）

公衆浴場設備改善費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場設備
改善費補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第 1 5 条の規定により通知し
ます。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第 1 5 号（第 1 1 条関係）

公衆浴場設備改善費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 住所

氏名 

（法人の場合は代表者名）

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった公衆浴場設備改善費補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度
交 付 確 定 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 先 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫 支店
	口 座 番 号	普通・当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

様式第 1 6 号（第 1 2 条関係）

公衆浴場設備改善費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 住所

氏名 

（法人の場合は代表者名）

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった公衆浴場設備改善費補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 2 項の規定により次のとおり一括（分割）請求します。

補 助 年 度		年度
交 付 決 定 金 額		円
補助金を一括（分割） 請 求 す る 理 由		
補助金の既交付金額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 先 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫 支店
	口 座 番 号	普通・当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

様式第 1 7 号（第 1 3 条関係）

公衆浴場設備改善費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場設備改善費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定（確定）金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第 18 号（第 14 条関係）

公衆浴場設備改善費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした公衆浴場設備改善費補助金について、大津市補助金等交付規則第 20 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注） 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 19 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。